

スマート農業社会実装促進事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（令和3年4月1日から別に定める日まで）

○交付申請は、下記提出先に郵送または持参してください。

【交付決定前の着手が必要な場合】

理由を記載した交付決定前着手届の提出が必要です。

交付決定前着手届を下記提出先まで郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

3. 事業開始

【事業を変更・中止したい場合】

事業を変更・中止する場合には県の承認が必要です。

変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了:補助事業が完了し、かつ、補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内又は4月10日）

○実績報告書を下記に郵送又は持参してください。

※実績報告書には下記書類を添付してください。

- ・事業報告書
- ・事業費が確認できる資料(領収書、売買契約書の写し等)
- ・活動の状況が分かる写真等

◎補助金の支払い

実績報告が提出されしだい速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部農林水産政策課

鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話☎0857)26 - 7589

電子メール: nourinsuisanseisaku@pref.tottori.lg.jp